許可番号　第０８３２００５１２７２号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　岡山市北区神田町一丁目9番19号
氏　名　　株式会社インテックス
　　代表取締役　　金　山　昇　司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岡山市長　大森雅夫

許可の年月日	令和　8年　8月　28日
許可の有効期限	令和　13年　8月　27日

1. 事業の範囲
（1）事業の区分　　中間処理（破砕、切断）
（2）産業廃棄物の種類
［破砕］廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず　以上4種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
［切断］廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず　以上3種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

（1）破砕施設1
①設置場所：許可の条件のとおり
②設置年月日：令和3年1月24日
③処理能力：廃プラスチック類4.06t/日、紙くず5.43t/日、木くず4.52t/日、繊維くず3.13t/日（1日8時間稼働）
（2）破砕施設2
①設置場所：許可の条件のとおり
②設置年月日：令和2年12月21日
③処理能力：廃プラスチック類4.32t/日、紙くず5.60t/日、木くず3.44t/日、繊維くず2.96t/日（1日8時間稼働）
（3）切断施設
①設置場所：許可の条件のとおり
②設置年月日：令和4年1月28日
③処理能力：廃プラスチック類5.71t/日、金属くず11.02t/日、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず4.44t/日（1日8時間稼働）

3. 許可の条件
中間処理を行う場所は、「岡山市南区藤田字都1438番8の一部（面積1,000㎡）」に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年　8月28日　新規許可
平成28年11月　1日　更新許可
令和　3年　8月28日　更新許可
令和　4年　3月　2日　許可証書換え（切断施設の更新）
令和　8年　8月28日　更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無　　有